

2023年9月1日から

## 小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2023年9月1日以降、福井市が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」が記載されている最後に、「その他、全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されます。

そのため、「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

次回更新時に追加の医療機関の申請をお願いします。

（※）医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。

2023年8月31日まで

医療  
受給者証

病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2023年9月1日から

医療  
受給者証

「個別の指定医療機関の名称」の最後に、「その他、全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載します。

「医療機関追加」の手続きをしなくて利用できる！

（問い合わせ先）

福井市保健所 地域保健課 保健支援係

TEL: 0776-33-5185